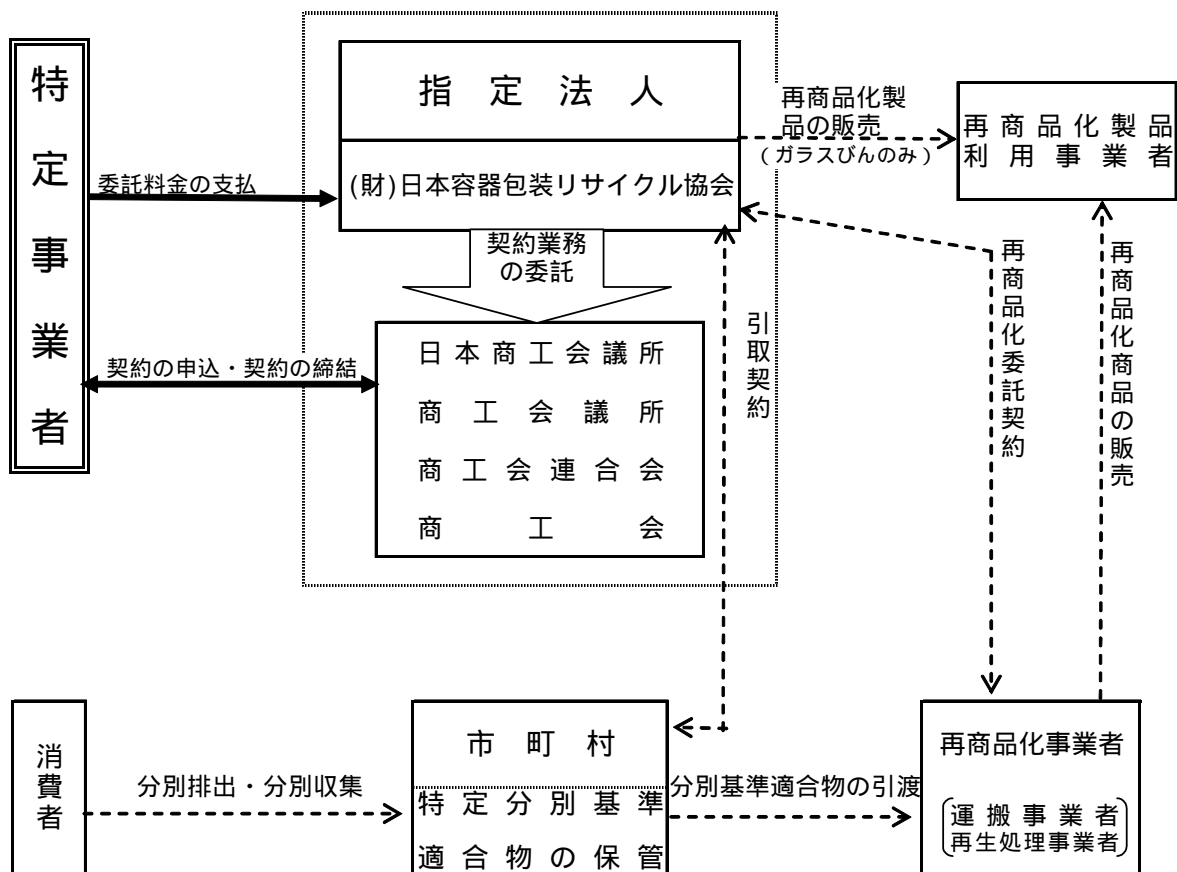


2 指定法人の業務の概要

指定法人とは、容器包装リサイクル法第21条の規定に基づき、特定事業者からの委託を受けて、市町村が分別収集した特定分別基準適合物の再商品化を適正かつ確実に行うことができる法人であり、次の法人が指定されています。

名 称 : 財団法人日本容器包装リサイクル協会
 所在地 : 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政互助会琴平ビル
 TEL : 03-5532-8597(代) (FAX) 5532-9698

業務の概要



その他

財団法人日本容器包装リサイクル協会では、インターネット上にホームページを開設して、同協会の業務のほか各種の情報提供が行われています。

ホームページアドレス : <http://www.icpra.or.jp/>